



令和 6 年 度

定期監査結果報告書

(含 公の施設の指定管理者監査結果報告書)

令和 7 年 3 月
玉野市監査委員

令和7年3月25日

玉野市選挙管理委員会委員長 小川 栄 一 様

玉野市監査委員 三 宅 宅 三

令和 6 年度 定期監査の結果について（報告）

同条第9項の規定によりその結果を報告します。

第1 監査の基準

監査は、玉野市監査基準（令和2年3月27日玉野市監査委員告示第1号）に準拠して実施した。

第2 監査の種類

定期監査（地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定による監査）

第3 監査の着眼点

有効性、効率性、経済性、合规性、実在性、網羅性、権利と義務の帰属、評価の妥当性、期間配分の適切性、表示の妥当性等に着目し実施した。

第4 監査の主な実施内容

実査、確認、証憑突合、帳簿突合、計算突合、分析的手続、質問、観察、閲覧等の手法により、効果的かつ効率的に十分かつ適切な審査の証拠を入手して実施した。また、行政監査の視点に立った監査や、補助金を支出している団体についても決算書の提出を求め、財政援助団体監査の視点でも監査を実施した。

第5 監査の対象及び日程

実 施 日	監 査 の 対 象
令和6年10月4日（金）	宇野幼稚園、日比幼稚園
令和6年10月7日（月）	玉原公民館、玉公民館、和田公民館、日比公民館
令和6年10月28日（月）	荘内公民館、下水道課
令和6年11月6日（水）	競輪事業課、山田公民館、東児公民館
令和6年11月11日（月）	消防本部（消防総務課、予防課、警防課、消防署）、 田井幼稚園、水道課
令和6年11月15日（金）	商工観光課、海洋博物館
令和6年11月25日（月）	健康増進課、八浜公民館、田井公民館
令和6年11月26日（火）	荘内幼稚園、荘内南幼稚園、玉野備南高校、生涯学習セン ター、視聴覚ライブラリー、教育サポートセンター
令和6年11月27日（水）	玉野商工高校
令和6年12月26日（木）	会計課
令和7年1月10日（金）	税務課、総合政策課
令和7年1月14日（火）	保険年金課、人事課
令和7年1月21日（火）	土木課、秘書広報課
令和7年1月28日（火）	病院事業管理課
令和7年2月6日（木）	都市計画課
令和7年2月10日（月）	農林水産課、農業委員会事務局、財政課
令和7年2月14日（金）	協働推進課、公共施設交通政策課
令和7年2月18日（火）	選挙管理委員会事務局

第6 監査の結果

各監査対象における財務に関する事務については、関係法令、条例、規則、予算目的に準拠し、概ね適正に執行されていると認められたが、一部の事務処理に検討、改善を要する点も見受けられた。

指定管理者施設については、いずれも所管部署による継続的評価が行われており、概ね良好な管理がなされていた。

以下の所見を述べることとし、軽微な注意事項についてはその都度指摘し、改善するよう指導したので記述から省略した。

[共通事項]

(1) 見積書、納品書、請求書の日付について

見積書や納品書等の日付は、業者等が記入するものであり、「職員が記入する行為」は改ざんが疑われる。

さらに、日付が空欄の請求書を受領することは、支払期限が定まらないことになり、支払遅延行為が疑われることを理解し、適正な執行を心がけるよう留意すべきである。

(2) 公文書における消せるボールペン等の使用禁止について

公文書に鉛筆やシャープペンシル、フリクション等の消せるボールペン等で記入することは、「平成29年9月4日付け総内第142号及び会内第32号」で通知のとおり禁止されているので、適正な公文書の管理に努めるよう、再度、周知徹底することを望む。

(3) 物品の分割発注について

物品の購入において、一括購入が可能な物品を、分割して発注していた所属が見受けられた。

物品購入については原則、価格及び必要数を確認のうえ、金額に応じて見積り合わせや競争入札を執行することにより、経済性、公平性及び透明性を担保しなければならないものであり、随意契約とするための恣意的な分割発注は、厳に慎まなければならない。

については、今般の事例を踏まえ、恣意的分割発注を疑われることのないよう、また、効果的、効率的に事務を執行するよう、計画的な発注に努める等、契約事務の適正化について対策を講じられたい。

（４）単価契約物品の購入について

物品の購入について、単価契約しているにもかかわらず、単価契約していない業者から、契約単価よりも高い金額で購入していた所属が見受けられた。

単価契約は、公共調達効率化と経費の節減を図るための手段であり、これにより、より安価な取得を可能にするとともに、契約事務の効率化が図られる。

市の財政状況に鑑み、特に支障のない場合は、類似物品の購入を避け、単価契約物品の購入に努めること。

（５）収入調定事務について

補助金等が入金後に調定事務を行い、収入が遅れるケースが見受けられた。

歳入の調定については、地方自治法第 231 条により、「普通地方公共団体の歳入を収入するときは、政令の定めるところにより、これを調定し、納入義務者に対して納入の通知をしなければならない。」と定められており、同法施行令（以下「令」という。）第 154 条第 1 項により、「歳入の調定は、所属年度、歳入科目、納入すべき金額、納入義務者等を誤っていないかどうかその他法令又は契約に違反する事実がないかどうかを調査してこれをしなければならない。」とされており、玉野市財務規則第 38 条により、「部等の長は、歳入を徴収しようとするときは、令第 154 条第 1 項の規定による調査事項が適正であると認めたときは、直ちに（中略）調定をしなければならない。」とされている。

収入にあたっては、歳入金の収納前に調定を行うことが前提であり（窓口での現金受領等を除く）、歳入金の調定、収入が遅れることで市が不利益を被ることから、金額を把握次第速やかに調定すべきものと考ええる。

（６）施設の修繕について

一部の施設について、施設の修繕要望はあるものの、対応に至っていないケースが見受けられた。市民の安全安心の観点からも、今後、施設の修繕の必要性について検討し、適正な施設管理を行うことを望む。

[個別事項]

◆公共施設交通政策課

- ・共通事項以外特になし。

◆病院事業管理課

- ・特になし。

◆総合政策課

- ・特になし。

◆秘書広報課

- ・共通事項以外特になし。

◆人事課

- ・特になし。

◆協働推進課（指定管理者施設：市内地区集会所（9カ所））

- ・特になし。

◆財政課

- ・特になし。

◆税務課

- ・共通事項以外特になし。

◆保険年金課

- ・特になし。

◆健康増進課

- ・共通事項以外特になし。

◆商工観光課（指定管理者施設：玉野市渋川観光駐車場）

- ・玉野市の見どころの一つである、渋川公園内の藤棚整備の改善を行い、渋川公園への来場者の増加に努められたい【要望】。

◆海洋博物館

- ・定期監査資料は期限内に提出されたい。
- ・「公金等取扱マニュアル」を年度当初に作成し、「公金管理チェックリスト」により点検を行われたい。
- ・玉野海洋博物館ならではの「差別化された付加価値」を提供し、来館者の増加に努められたい【要望】。

◆農林水産課（指定管理者施設：玉野市農林水産振興センター）、農業委員会事務局

- ・共通事項以外特になし。

◆競輪事業課

- ・共通事項以外特になし。

◆土木課

- ・共通事項以外特になし。

◆都市計画課（指定管理者施設：都市公園及び深山センターハウス、宇野駅前駐車場、宇野駅前駐輪場）

- ・共通事項以外特になし。

◆水道課

- ・特になし。

◆下水道課

- ・特になし。

◆消防本部（消防総務課、予防課、警防課、消防署）

- ・共通事項以外特になし。

◆会計課

- ・特になし。

◆選挙管理委員会事務局

- ・特になし。

◆田井公民館

- ・特になし。

◆玉公民館

- ・特になし。

◆玉原公民館

- ・特になし。

◆和田公民館

- ・特になし。

◆日比公民館

- ・特になし。

◆荘内公民館

- ・特になし。

◆八浜公民館、大崎公民館

- ・定期監査資料は期限内に提出されたい。

◆山田公民館

- ・特になし。

◆東児公民館、鉾立公民館

- ・東児公民館の非常灯の未修繕部分については、早急に対応されたい。

◆田井幼稚園

- ・特になし。

◆宇野幼稚園

- ・共通事項以外特になし。

◆日比幼稚園

- ・特になし。

◆庄内幼稚園

- ・ 共通事項以外特になし。

◆庄内南幼稚園

- ・ 共通事項以外特になし。

◆玉野備南高校、生涯学習センター、視聴覚ライブラリー

- ・ 一部の契約書に契約期間の記載誤りがあった。

◆玉野商工高校

- ・ 一部の契約書に契約期間の記載誤りがあった。

◆教育サポートセンター

- ・ 特になし。

第 7 その他必要と認める事項

地方公共団体における契約は、地方自治法第 234 条第 2 項により一般競争入札によることが原則であり、随意契約は、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項に定められた場合にのみ行うことができる。今回の監査において、この点について概観したところ、土木工事等に係る請負契約を除き、その過半が随意契約により実施されていた。

随意契約制度は、事務の効率化を始め、競争入札によるだけではその目的を達成できない場合など、一定の限られた条件のもと、その執行が認められている特別な契約制度である。しかしながら、今回の監査を通じて、その運用にあたり、市の随意契約制度に関する認識が不十分なことや、前例踏襲等により十分な検証が行われないまま契約が行われていた事例が見受けられた。

玉野市財務規則第 121 条において、「随意契約によろうとするときは、2 人以上の者から見積書を徴さなければならない。ただし、次の各号の一に該当するときは、この限りでない。」と定められているが、1 者による特命の随意契約を行う際には、限定的に解釈するものとし、地方自治法に定める最少の経費で最大の効果を挙げるよう、その理由等も再検証されたい。